鳥労基発第　５９　号
平成２２年　６　月２９日

関係団体の長　殿

鳥取労働局労働基準部長　

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のための注意喚起について（要請）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、労働基準行政の推進につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、業務用厨房における一酸化炭素中毒による労働災害の防止並びにガス機器による事故防止対策の周知については、平成２１年１２月１７日付け鳥労基発第９７号並びに平成２２年３月３日付け鳥労基発第２２号をもって要請させていただいたところですが、今般、平成２１年に当該事故が１８件発生していること及び冷房機を使用する夏期を迎えることから、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長あてに経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課長及び液化石油ガス保安課長より、改めて標記事故防止に関し注意喚起の実施にかかる協力依頼がありました。

つきましては、厨房内のガス機器による一酸化炭素中毒等の事故を防ぐため、貴会会員事業者各位に対し、下記の事項の実施を図っていただきますようお願いいたします。

なお、平成２１年に発生した当該事故事例を参考までに添付しますので、ご活用下さい。

記

（１）取扱説明書をよく読んで正しい使用方法を確認すること。

（２）必ず換気を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する時期でも、室内を密閉した状況で機器を使用しないこと。

（３）使用中は火から離れないこと。

（４）火を消したらガス栓も確実に閉めること

（５）ガス機器、換気設備は日頃から手入れをすること。特に台風、地震、積雪後は排気筒の異常の確認をすること。

（６）万一のガス漏れや不完全燃焼に備えてガス警報器の設置が望ましいこと。